

緊急事態宣言及びその解除を踏まえた支援策

1. 時短要請等の対象となる飲食店等向け支援

地方創生臨時交付金の協力要請推進枠

☞詳細はこちらをクリック

21時までの時短要請の区域 (4月21日まで) 1日**4万円** 月額換算**120万円**(経過措置)
21時より遅い時間までの時短要請の区域 1日**2万円** 月額換算**60万円** ※大企業を含む
地方公共団体の判断により、上記額の平均の範囲内で、事業規模の区分に応じて、協力金を支給することも可能

雇用調整助成金の特例措置

☞詳細はこちらをクリック

緊急事態措置実施地域等において、知事の要請等を受けて時短や収容率・人数制限に協力した**大企業**の飲食店等について、本年1月8日以降解雇等を行っていない場合、休業手当等負担額の**10/10**を助成。(※緊急事態宣言解除月の翌月末までの休業等が対象)

2. 雇用の維持<全国>

雇用調整助成金の特例措置・休業支援金の延長

☞詳細はこちらをクリック

雇用調整助成金は、現行措置(日額上限15,000円等)を**本年4月末まで延長**
また、中小企業に加え、以下に該当する大企業について、本年1月8日以降解雇等を行っていない場合、休業手当等負担額の**10/10**を助成
・最近3か月の売上等が、月平均で前(々)年同期と比べ、**30%以上**減少した全国の大企業
休業支援金は**大企業でシフト等で働く方々**も対象に
(1/8以降の休業※→休業前賃金の8割、昨年4~6月末までの休業→休業前賃金の6割)
※令和2年11月7日以降に時短要請を発令した都道府県は、それぞれの要請の始期以降の休業を含む。

求職者支援制度への特例措置の導入(9月末までの時限措置)

☞詳細はこちらをクリック
2/25~要件緩和の適用開始

職業訓練受講給付金

収入要件の特例措置(月8万円以下→シフト制で働く方等は**月12万円以下**まで引上げ)
出席要件の緩和(働きながら訓練を受ける場合、**出勤日をやむを得ない欠席とする**)

3. 飲食店の時短営業等により影響を受ける事業者向け支援

一時支援金の支給

☞詳細はこちらをクリック
3/8申請受付開始

宣言対象地域における①時短営業を行う飲食店と取引or②不要不急の外出・移動の自粛による影響
本年1月~3月のいずれかの月の売上が前年比50%以上減の中堅・中小
法人**60万円**、個人事業主**30万円**の上限の一時金

イベント関連事業者向け支援

☞詳細はこちらをクリック
2/22 申請受付開始

※自粛により中止・延期になったイベントに関連する
内容の動画作成・配信が要件

対象地域で予定されていたイベント等を自粛※した場合、会場費等の**キャンセル費用、チケット払い戻し手数料**、イベントに関連する動画の制作・配信費用を支援(**上限2500万円**)(J-LODlive補助金)
→**全国ツアーの一部である地方公演等**も対象
J-LODlive補助金の運用改善 (**支援回数**の見直し、**つなぎ融資**の創設)

4. 資金繰り支援<全国>

中小・小規模事業者向けの実質無利子融資の要件緩和、上限額引上げ

☞詳細はこちらをクリック

直近2週間でも売上減少を判断できるよう運用柔軟化(公庫等)
実質無利子等となる上限額を引き上げ
・公庫(国民)・民間(信用保証) : 4千万円→**6千万円**
・公庫(中小)・商工中金 : 2億円→**3億円**

飲食・宿泊等の企業向け金融支援

政投銀・商工中金において、**民間協調融資原則の停止、劣後ローンの金利や優先株の配当水準の引下げ**、審査期間の原則1か月への短縮
外食産業支援債務保証の大企業の対象化、保証対象借入額の引上げ

5. 生活困窮者向け生活支援<全国>

緊急小口資金・総合支援資金の特例貸付

☞詳細はこちらをクリック

特例貸付(※)の申請期間を本年**6月末まで延長**(※)緊急小口資金、総合支援資金(初回)、総合支援資金(再貸付)
最大**200万円**(二人以上世帯)、最大**155万円**(単身世帯)
なお、令和3年4月以降新規申請の方は、最大**80万円**(二人以上世帯)、最大**65万円**(単身世帯)

住居確保給付金の再支給

☞詳細はこちらをクリック

住居確保給付金の支給が一旦終了した方に対して、3か月間**再支給**(申請期間を本年**6月末まで延長**)